

**令和6年度愛媛地方最低賃金審議会
第3回愛媛県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、
情報通信機械器具製造業最低賃金専門部会 議事録**

日時

令和6年10月17日(木) 14:57~16:51

場所

愛媛労働局第一会議室
(松山市若草町4番地3 松山若草合同庁舎6階)

出席者

公益代表委員

宮谷部会長、武井部会長代理、森本委員

労働者代表委員

熊野委員、上甲委員、竹箇平委員

使用者側委員

阿部委員、河端委員、増田委員

事務局

佐藤労働基準部長、三好賃金室長、渡邊賃金指導官、河端賃金係長

議題

- 1 開 会
- 2 金額審議
- 3 その他
- 4 閉 会

議事

賃金室長

本日は、お忙しい中、御出席いただきありがとうございます。

本日は、委員の皆様全員が出席されておりますので、最低賃金審議会令第5条第2項に定める定足数に達しており、本日の専門部会は有効に成立しておりますことを、御報告申し上げます。

それでは、宮谷部会長、これからの議事進行をよろしくお願いいたします。

宮谷部会長

ただ今から、第3回愛媛県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信

機械器具製造業最低賃金専門部会を開催いたします。

本日の会議は金額審議を行うため、非公開とします。

それでは、議事項番2「金額審議」に入りますが、本日の会議終了予定時刻は17時となっております。この時間を意識して円滑に審議を進めたいと思いますので、御協力いただきますよう、お願いいたします。

賃金室長

金額審議に入る前に、前回の専門部会で労働者側から御質問があった件につきまして、説明させていただきます。

まず、東予、中予、南予の地域別の内訳が1点目、2点目が20歳から54歳までの女性の区分、3点目は所定内賃金が1,100円から始まっている理由、以上につきまして説明させていただきます。

まず、令和6年基礎調査における電機産業の東予、中予、南予の地域別内訳ですが、中予地区で20事業場、東予地区で10事業場、南予地区で4事業場の中予6割、東予3割、南予1割の県内の事業場を無作為で抽出している状況であります。

また、昨年回答があった事業場は、対象外とするなどの配慮を行っております。

内訳についての説明は以上です。

次に総括表の(2)の年齢別について、20歳～54歳と幅が広いので、もう少し詳細な区分ができないかという御質問ですけれども、これは厚生労働省が作成したアクセスデータファイルを使用していますので、この様式でしか現場サイドでは出力できませんので、これより詳細な区分は出せないということで、御理解をいただきたいと思っております。

次に総括表(1)の規模別で、1～9人の所定内賃金が1,100円から始まっている件について、昨年はもっと少ない金額から始まっていたのではないかという御質問ですけれども、令和6年基礎調査(電機)で1～9人の対象事業場は7事業場でした。時間給制の労働者は全員が手作業による組立などの適用除外労働者であったこともあり、総括表(1)に記載されている労働者は、月給制の労働者という方が対象となり、時間換算すると1,100円以上の労働者からの始まりということで、それが反映されている状況になっております。

この3点についての回答は以上ということで、よろしいでしょうか。

(労働者側委員了解)

(以降具体的な金額審議)

使用者側(2回目)

昨年の影響率が約30%であり、今年も同等の影響率になるよう考慮すべきである。

以上の主張を踏まえ、現行の愛媛県電機特定最低賃金から47円引き上げた1,034円(引上げ率4.76%)を提示した。

労働者側（3回目）

地協加盟組合3社の春闘結果を考慮すべきである。

以上の主張を踏まえ、現行の愛媛県電機特定最低賃金から55円引き上げた1,042円（引上げ率5.57%）を提示した。

使用者側（3回目）

結審に向けた歩み寄りとして、現行の愛媛県電機特定最低賃金から49円引き上げた1,036円（引上げ率4.96%）を提示した。

労働者側（4回目）

結審に向けた歩み寄りとして、現行の愛媛県電機特定最低賃金から52円引き上げた1,039円（引上げ率5.27%）を提示した。

使用者側（4回目）

結審に向けた歩み寄りとして、他県の引上げ状況や影響率を踏まえ、現行の愛媛県電機特定最低賃金から51円引き上げた1,038円（引上げ率5.17%）を提示した。

労働者側（5回目）

結審に向けた歩み寄りとして、現行の愛媛県電機特定最低賃金から51円引き上げた1,038円（引上げ率5.17%）を提示した。

（双方の提示金額が一致したので、全体会議を再開）

宮谷部会長

お待たせしました。労使各側の御意見をお聞きしましたところ、双方の合意を得ました。

事務局は、合意内容を配布してください。

（合意内容を各委員に配布）

宮谷部会長

合意内容は、

愛媛県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金

- 1 時間額 1,038円 引上げ額51円 引上げ率5.17%
- 2 最低賃金に算入しないもの
精皆勤手当、通勤手当及び家族手当
- 3 効力発生日 令和6年12月25日指定

以上です。

労使各側委員の御理解を得て、合意に至りました。この間の各委員の真摯な御審議に感謝申し上げます。

全会一致で結論が得られましたので、最低賃金審議会令第6条第5項が適用され、この専門部会の議決をもって審議会の議決といたします。

それでは、答申文を作成する間、しばらくお待ちください。

(答申文作成)

(答申文を部会長が確認)

(答申文の写しを各委員に配布)

宮谷部会長

それでは、再開いたします。

ただ今より、答申いたします。

(宮谷部会長から労働基準部長へ答申文を手交)

宮谷部会長

それでは、事務局は、答申文の朗読をお願いいたします。

賃金指導官

(答申文朗読)

宮谷部会長

ただ今の内容をもって、当専門部会の審議の結果を会長あてに、文書で報告することといたします。

それでは、議事を進めます。議事項番4「その他」に入ります。

事務局から今後の流れについての説明があります。

賃金室長

次回の第5回本審は、10月25日(金)午前10時00分からを予定しております。

会場は、松山若草合同庁舎7階の共用大会議室になります。

なお、他の専門部会も労使の合意または公益案による全会一致で全て整えば、第5回本審は開催が流れることもありますので、お伝えします。

事務局からは以上でございます。

宮谷部会長

他になければ、以上で第3回専門部会を終了いたします。
皆様、大変お疲れ様でした。ありがとうございました。